

# 帝国日本の開発と文化遺産としてのダム\*

—戦後台湾における文化遺産の変遷と地域社会による実践を中心に—

村島健司\*\*

kuailstudy@gmail.com

## 〈目次〉

- |                                     |                                  |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| 1. 問題の所在                            | 4. ポストコロニアル景観としての烏山頭ダム           |
| 2. 帝国日本の開発と烏山頭ダムの概要                 | 4.1 文化景観としての烏山頭ダム                |
| 3. 戦後台湾の文化遺産保存制度と日本植民地期建造物に対する評価の変容 | 4.2 烏山頭ダムの戦後：脱日本化と中国化            |
| 3.1 中華文化の発揚と文化遺産法の制定                | 4.3 八田與一像の再設置と追悼会                |
| 3.2 多元文化化と文化遺産保存法の改定                | 5. 水利会にとつての烏山頭ダム：帝国日本の遺構から自らの歴史へ |
| 3.3 新たなカテゴリーとしての「文化景観」              | 6. むすび                           |

Key word : 帝国日本(Imperial Japan), 文化遺産(Cultural Heritage), 脱日本化(De-Japanization), 台湾化(Taiwanization), 烏山頭ダム(Wushantou Reservoir)

## 1. 問題の所在

日本における、「明治日本の産業革命遺産」や「富岡製糸場と絹産業遺産群」のユネスコ世界遺産登録に代表されるように、今日の文化遺産登録状況を見渡してみると、近代に建設されたものが文化遺産として認定され保存の対象となる傾向がますます高まっている。しかし、帝国日本の植民地統

\* 이 논문은 2017년도 정부(교육부)의 재원으로 한국연구재단의 지원을 받아 한림대학교 일본학연구소가 수행하는 인문한국플러스지원사업의 일환으로 이루어진 연구임(2017S1 A6A3A01079517).

\*\* 翰林大学校日本学研究所 HK研究教授, 社会学

治を受けた人々や地域にとって、それはすなわち日本植民地期の遺構が文化遺産に認定され保存対象に含まれることを意味する。

たとえば「明治日本の産業革命遺産」に関して、文化遺産を管轄する日本文化庁の説明によると、それらは西洋から非西洋への産業化の移転が成功したことを証言する産業遺産群であり、19世紀後半から20世紀の初頭にかけて工業立国の土台を構築し、後の日本の基幹産業となる分野において急速な産業化を成し遂げる要因となったことが登録の理由とされている<sup>1)</sup>。しかし、そこには同じ時代に生じた侵略戦争や植民地支配などについては一切触れられていない。帝国日本の侵略や植民地統治を受けた人々にとってみると、「明治日本の産業革命遺産」には侵略戦争や植民地支配に基づく強制動員や強制労働など、記憶すべき「負の歴史」が潜んでいるが、近代日本の成功物語を顕彰する陰で、こうした歴史は世界遺産登録に際して意図的に隠蔽されているのである(強制動員真相究明ネットワーク編 2017)。

ところで、帝国日本の遺構は日本国内だけでなく旧植民地地域においても文化遺産として登録されている。たとえば韓国では、2001年から近代文化遺産に対する保護措置として、登録文化財制度が施行され(丁 2013)、多くの植民地期建造物が保存対象に含まれることになった。また台湾でも、後述するように1990年代後半以降から続々と日本植民地期建造物の文化遺産認定が進められている。ではこれらの地域において、侵略戦争や植民地支配の問題を含んだ帝国日本の遺構は、どのようにして文化遺産として登録され、今日の社会で受容されているのだろうか。

そこで本稿では、日本植民地期台湾で建設された嘉南大圳と呼ばれる農地水利施設と、その中で最も重要な位置を占めた烏山頭ダムを事例に、帝国日本におけるダム開発の諸相やその地域社会への影響を理解したうえで、植民地期の開発によって建設されたダムが、その後の台湾社会の中で、文化遺産としてどのように受容され、また利用されてきているのかについて考察する。

---

1) 文化庁ウェブページ：世界遺産(文化遺産)一覧「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業(平成27年記載)」([http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai\\_isan/ichiran/sangyokakumei\\_isan.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/ichiran/sangyokakumei_isan.html))、2019年4月21日最終確認)。

嘉南大圳は日本植民地時代の1930年に完成した灌漑施設であり、烏山頭ダムは当時の東アジア最大、世界でも三番目の貯水量を誇るダムであった。烏山頭ダムを中心とした嘉南大圳は、当地の灌漑問題を解決するために台湾総督府主導で建設され、農作物生産量の大幅な増加など台湾農業の近代化や発展に貢献した。しかしその一方では、建設途中で134名の犠牲者を出し、収穫農作物の変更などを地域住民に課すなど、帝国による支配のための道具として植民地住民の日常生活に多大な影響をもたらした施設でもある。戦後、その運営は嘉南農田水利会(以下：水利会)に引き継がれ、灌漑施設としての利用とともに、1960年代からは烏山頭風景区が設立され、ダムを中心とした観光開発が進められる。1979年に「台湾省級風景特区」に認定されると、2009年には台湾における文化遺産保存に関する法律である文化資産保存法の下で、「烏山頭ダム及び嘉南大圳水利システム」と題して、文化景観というカテゴリーで文化遺産にも登録されるに至っている。

文化景観としての烏山頭ダムは、ダムそのものが景観として存在しているだけではない。そこには、植民地期台湾においてダム建設を主導した台湾総督府の日本人技術者である八田與一の銅像や、彼とその妻が眠るとされる墓、そして近年では八田與一をはじめとする技術者やその後の運営に携わった人びとの宿舍群がリニューアルされた八田與一メモリアルパークが、展示の対象となっている。一方、負の記憶を留めるものとして、ダム建設の過程で犠牲になった人びとを慰霊するために建てられた殉工碑が現在も残されている。そして戦後に建てられた施設として、蒋介石の名をあしらった中正公園とそこに建つ蒋介石自身の銅像、そして世界遺産に登録されている中国北京のものを模倣した天壇が混在する。さらには現在のレジャー施設として、ダムの敷地内にはキャンプ場や遊戯用プールが設置されており、観光客だけでなく地元の住民が集う場となっている。植民地期日本のものから、戦後の国民党に関わるものまで、さながらポストコロニアルな景観(Amae 2015)がそこには存在しているのである。

ところが、戦後の烏山頭ダムに関する先行研究は、主に人物八田與一に関する物語の表象に焦点が当てられている。たとえば胎中千鶴は、1980年代以降にわかに日台双方で八田をめぐる物語が語られ始めており、それが

八田の来歴を客観的に跡づけたものというよりも、語り手が好ましく思うストーリーとして新たに再構成されていることを指摘する。そして日本からの八田評は、「ふるさとの偉人」「日本精神の体现者」「嘉南大川の父」「台湾に愛された日本人」などの美談が並び、植民地支配に肯定的評価を与えようとする日本人だけでなく、親日派台湾人によっても支持されてきたが、彼を植民地官僚として台湾に送り出した植民地主義の構造そのものにはほとんど触れられていないことに異を唱える(胎中 2007)。また天江喜久は、文化的表象の観点から八田與一の物語を捉え、1980年代まで公的には知られてこなかった八田與一が、胎中が指摘するような政治的な言説空間だけでなく、漫画やアニメなどのポピュラー・カルチャーを通して神話として顕彰され、日台双方によって異なる側面から文化的にも消費されていることを明らかにしている(Amae 2015)。

帝国日本の植民地支配を隠蔽のみならず美化するかたちで、歴史が取捨選択や時には創造されながら八田與一の物語が表象されているという胎中や天江の議論に対して、清水美里は「台湾側も歴史の取捨選択をしているのではないだろうか」(清水 2015 : 235)という問題を提起し、物語の表象に対する台湾側の主体的な営為に注目する。帝国日本の開発をテーマに烏山頭ダムを研究対象とする清水は、帝国日本の開発の功罪のみを議論し、国家権力と社会という対立構図を植民地にそのまま当てはめてしまうことを「帝国と植民地の二項対立の罫」であると論じ、そこでは植民地権力が必要以上に強大化され、また台湾人の営為が過小評価されてしまうことを危惧する。そして八田與一の表象に関して、戦後の烏山頭ダムの管理を担う組織である水利会の活動に注目し、烏山頭ダムが位置する台南というローカルな場において八田與一がどのように語り継がれているのか、また水利会が国際交流の場において積極的に八田與一の物語を解釈し、活用している事例を明らかにしている。そこで登場するのは地元で語り継がれてきた人間臭い人物としての八田與一であって、八田與一を通じて登場する日本の植民地統治については、時には好意的評価になり、時には痛烈な批判軸ともなり、あるいは日本などまったく念頭に置いていないような語りや、水利会の主体的な営為として登場することになる(清水 2009, 2015)。

清水は近刊論文においても、台湾の映像作品の中で取捨選択される八田與一の表象について論じている。彼女の議論は、帝国日本の植民地権力を読み替え、そして時には飼い慣らそうとする台湾人側の主体的な営為として(清水 2019)、八田與一の物語に関する表象を捉える議論であろう。しかし、烏山頭ダムに関わる台湾人の営為は八田與一の物語の表象だけではとどまらない。むしろ、主体的な営為について明らかにするのであれば、表象という外在的な理解ではなく、戦後の水利会が、帝国日本の開発として誕生した烏山頭ダムをどのようにして主体的に運営してきたのかを明らかにする必要があるだろう。

そこで本稿では烏山頭ダムを事例に、ダムを文化遺産として捉える動きの中から、水利会を中心とする戦後の担い手たちによって、帝国日本の開発がその後の台湾社会でどのように受け止められ、またどのように活用されてきたのかを明らかにする。以下、まず次節にて植民地期台湾における烏山頭ダムの開発に関わる歴史的事実を確認する。続く第3節では、ダムを文化遺産として捉える本稿の視角の補助線とするために、戦後台湾の文化遺産政策を振り返り、帝国日本の遺構が文化遺産としてどのように受容されているのかを示す。そして第4節ではポストコロニアルな景観としての烏山頭ダムが形成される過程を整理し、考察にあたる第5節では、水利会を中心とした烏山頭ダムの担い手たちの営為が、どのように文化景観としての烏山頭ダムに反映されているのかを論じる<sup>2)</sup>。

---

2) 本稿は、2018年12月8日に翰林大学日本学研究所で行われた、『帝国日本の「開発」と植民地台湾』の著者である清水美里氏(法政大学経済学部)に対する、筆者によるインタビューがきっかけとなっている。翰林大学日本学研究所HK+「ポスト帝国の文化権力と東アジア」の一環として行われたインタビューは、『帝国日本の開発とポスト帝国の文化権力』をテーマとし、ダムを事例に帝国日本を研究する清水氏に対して、台湾の文化遺産研究を専門とする筆者がインタビューを行った。本稿も同様に、帝国日本の開発が現在の台湾でどのように受容されているのかについて、文化遺産の立場から議論するものである。インタビューに応じていただき、その後の筆者の烏山頭ダムでの調査にもご協力いただいた清水氏に改めて感謝いたします。

## 2. 帝国日本の開発と烏山頭ダムの概要

烏山頭ダムを中心とする嘉南大圳は、現在の台湾南部嘉義県から台南県に跨る耕地約15万ヘクタールを灌漑する巨大水利設備の総称である。嘉南大圳は、それまで広大な嘉南平原地区を擁しながら灌漑設備の少ない農地の灌漑問題を解決するために建設され、1920年の着工から10年かけて1930年に竣工する。総工費は約5410万円に達したが、そのうち約2670万円が国庫すなわち総督府の補助金、残りは国庫や勸業銀行からの貸し付けを含めた「水」の利用者である水利組合の会員による自己負担で賄われた(陳 2009 : 252)。建設を主導したのが、当時台湾総督府の日本人技術者であった八田與一である<sup>3)</sup>。

清水によると、清朝期の台湾における水利事業は民間の裁量部分が大きく自治性が高かったものの、日本の領台後に植民地政府によって法整備や新しい灌漑システムが導入されるにつれて、こうした民間の自主性が奪われていく。烏山頭ダムを中心とする嘉南大圳の建設は、水利システムを公共財とし、国家が水利組合を通じて一括管理することによる、ダムを通じた水の支配を確立させる足がかりとなっていた。三年輪作と呼ばれる輪番灌漑の実施がその最たる例である。三年輪作とは、土地の永続使用や用水の制限のために灌漑地区を三地区に分け、各地区一年ごとに甘蔗、水稲、雑作を交代に栽培する方法である。植民地権力は嘉南大圳の灌漑地区に一律に三年輪作を用いることで、台湾農民の引水者としての権利を大きく制限させ、灌漑区域の画一的な統制を行うことを可能とした(清水 2015 : 31-58)。

しかし一方で台湾農民たちも、単に植民権力に服従していたわけではなく、さまざまな抗議活動を通して、主体的に農業の進展に関わっていた。嘉南大圳を運営する組織である嘉南大圳水利組合には台湾農民も組合員として参加し、議決権などの効力を有しており、「台湾人は資金と労働力を負

---

3) 八田はその後、太平洋戦争時にフィリピンへと派遣される途中にアメリカ軍に撃沈され死亡した。彼の妻である八田外代樹はその後も烏山頭ダムの宿舎で暮らしたが、日本の敗戦後ダムに投身自殺した。

担し、そして運営方針をめぐる議論へも主体的な関わりがあった」(清水 2015 : 2)のである。嘉南大圳の竣工後、耕地面積と水利灌漑面積は増え続け、多くの畑が水田に変わり、農作物の生産量も大幅に増加するが、これは帝国日本による開発や、ましては八田與一という一個人によってのみ成し遂げられたわけではない。多くの台湾人たちの犠牲はもちろんのこと、彼/彼女らの主体的な参加があったからこそ可能となったのである。

では、帝国日本の遺構が文化遺産として指定されるとき、こうした台湾人たちの犠牲や営為はどのように評価されるのだろうか。次節以降は戦後の烏山頭ダムの変遷について、その文化遺産化の過程とともに振り返っていく。

### 3. 戦後台湾の文化遺産保存制度と日本植民地期建造物に対する評価の変容

1945年8月15日、日本は連合国に対して降伏し、台湾は中華民国台湾省に編入された(若林 2008 : 40)。1947年、中国共産党との内戦に敗れた中華民国政府が正式に台北へと遷都を行うと、中国大陸で用いられていたさまざまな法律が台湾でも適用されることになる。文化遺産の保存に関する基本法である「古物保存法」もそのひとつであり、中国本土で1930年に公布された法律が海を越えて台湾でも適用された。しかし、政権の地盤を固めることに忙殺される台湾統治初期の国民党にとって、文化の保存や建設を行うだけの余裕なく、たとえば古物保存法が規定する文化遺産の保存を統括する中央政府機関にあたる中央古物保管委員会が台湾では設置されないなど、法律は形骸化されたままであった(林 2011 : 67)。結果的に、1950年代から60年代にかけての台湾では、長きにわたり文化遺産の保存に関する空白の状態が続き、本格的な文化遺産の保存は、1982年の文化資産保存法の制定を待たなければならない。

本節では、次節以降に文化遺産としての烏山頭ダムの現在を考察するた

めの補助線として、戦後台湾における文化遺産保存に関する政策の変容を紐解く。はじめに、1982年の文化資産保存法がどのような経緯で誕生し、そこではどのようなものが文化遺産として保存されることになるのかを明らかにする。次に、台湾社会の民主化や本土化の進展とともに、保存されるべきものの対象が変容し、それとともに文化資産保存法も改定されていることを確認する。最後に、2005年の改定で文化資産保存法に新たに加えられた「文化景観」というカテゴリーをとりあげ、烏山頭ダムが2009年にどのような理由で文化景観に登録されたのかを明らかにする。

### 3.1 中華文化の発揚と文化資産保存法の制定

台湾の統治をはじめた中華民国にとって、台湾社会に残る日本の影響力を排除し(脱日本化)、台湾を中華文明の中に再度位置付ける(中国化)ことが至上命題とされてきた。台湾における文化遺産研究の第一人者である林会承によると、台湾統治開始後の国民党中央政府は各地方政府に対して、植民地を象徴する日本占領期の建造物を排除するさまざまな命令を下している。その中で最も破壊的な命令は、1972年に日本と中華民国が断交した後の1974年に内政部から下された「清除臺灣日據時代表現日本帝國主義優越感之殖民統治紀念遺跡要點(台湾における日本占領時代の日本帝國主義の優越感を示す植民統治紀年遺跡に対する排除の要点)」であった。これは日本植民地期の神社跡や日本帝國主義の優越性を示しうる記念碑や石碑、そして寺廟や公共建造物における灯籠などの日本式装飾が施されたものを徹底的に排除または改装するように命じるものである。しかし国民党政府は、日本植民地期の遺構を排除する一方で、同時に各地方政府に地方史跡発掘の調査を命じている。特に1960年代後半以降になると、中華人民共和国における文化大革命に対して、中華文化の復興を目指す文化建設が中華民国政府によって唱えられ、中華文化に関連する古物や古跡の発掘や保存が進められることになる。そしてこの動きは、後の文化資産保存法の成立へとつながっていく(林 2011 : 68-80)。

こうした国家による中華文化保存の流れを受けて、徐々に文化遺産の認

定や保存に対する機運が高まり、1982年には「文化資産保存法」が公布されるに至る<sup>4)</sup>。総則、古物、古跡、自然文化景観、民俗芸術、民俗及び関連文物、罰則及び附則の8章、計61条からなる文化資産保存法では、それまでの古物保存法の対象であった古物及び古跡に加え、自然文化景観、民俗芸術、民俗及び関連文物が保存の対象として新たに加えられ、第一条には、「文化資産の保存」による「国民の精神生活の充実と中華文化の発揚」が文化資産保存法制定の目的であることが謳われている(宮畑 2015:98)。ここで保存の目的として強調されているのが「中華文化の発揚」のためであり、日本植民地期の建造物が排除の対象であったのとは対照的である。

たとえば、建造物である古跡に限って見てみると、台北市における文化遺産の指定状況を調査した上水流久彦は、文化資産保存法が公布された当初、文化遺産としての価値を有すると考えられていたのは清朝期の建造物であり、それに対して日本植民地時代の建造物が文化遺産として指定されるのは、9割以上が1995年以降のことであることを明らかにしている(上水流 2007:93-94)。そして、対象を台湾全土の古跡に広げてまとめたものが、表1である。文化資産保存法が公布された1982年から1990年までのあいだに認定された224の古跡の建造時期を見てみると、日本植民地期のものはわずか6つにすぎず、その大半が清朝期以前に建造されたものであることが分かる。当時の政府が文化遺産の保存を通して、脱日本化と中国化を推し進めた一例であろう。

<表1> 文化遺産(古跡)とその認定時期

		認定時期(年)				
		1982~90	1991~1995	1996~2000	2001~	合計
建造時期	清代まで	218	16	57	109	400
	日本植民期	6	9	107	260	382
	戦後			3	34	37
	不明					36

出典：文化庁文化資産局「国家文化資産網」<sup>5)</sup>より筆者整理(村島 2016:179)

4) 文化資産保存法の公布と同時に古物保存法は廃止されている(宮畑 2015:98)。

### 3.2 多元文化化と文化資産保存法の改定

文化資産保存法はその後、2005年と2016年に大幅な改定が行われており、1982年から2005年までを文化資産保存法第一版、2005年から2016年までを第二版、2016年以降を第三版と分けることができる<sup>6)</sup>。なかでも2005年の改定によって、第二版以降では第一条に掲げられた目的が、従来の「文化資産の保存」から「文化資産の保存及び活用」へ、「国民の精神の充実と中華文化の発揚」から「国民の精神生活の充実と多元文化の発揚」へと改定されている(宮脇 2017: 99)。ここではこの改定に注目し、この期間にどのような変化があったのかを確認する。

戦後の台湾は、中国大陸に正統性を求める国民党の独裁的な国家である中華民国が、徐々に民主化及び台湾化していくプロセスであるが(若林 2008)、文化資産保存法第一版が公布された1982年から第二版が公布された2005年までの期間は、民主化や台湾化が急速に進む時代と重なる。すなわち、1949年に布告され38年もの長期にわたって施行されてきた戒厳令が1987年に解除され、翌1988年には蒋介石の息子であり当時の中華民国総統であった蔣経国が死去、台湾生まれでいわゆる「本省人」<sup>7)</sup>の李登輝が総統に就任する。そして1996年には直接選挙による総統選挙が実施され李登輝が総統に再任されると、2000年には民進黨に所属する陳水扁が総統に選出され、政権交代とともに長期に及んだ国民党政権に終わりを告げたのである。

そこで再び表1に目を移すと、この期間に政府によって文化遺産認定を受ける建造物は、特に1990年代後半以降に大きな変化が見られることが分

5) 文化部文化資産局「国家文化資産網」(<https://nchdb.boch.gov.tw/>)、2019年6月28日最終確認。

6) 現行法である第三版は2016年の改定が反映されているが、本稿で取り扱う文化遺産は第一版と第二版の時期に指定されたものであるため、主に第一版と第二版の変容を中心に扱う。第三版における変容の詳細については宮脇(2017)を参照。

7) 日本の台湾植民地期以前に台湾へと渡って来た人々及びその子孫。植民地期以降、すなわち主に戦後に国民党政府とともに台湾へと移り住んだ人々やその子孫は「外省人」と称される。もっとも、今日では相互理解や通婚も進み、また東南アジアを中心に新たな移住者も増加しているため、こうしたカテゴリーの妥当性については議論の余地があるだろう。

かる。文化遺産として認定された古跡のうち日本植民地期の建造物は、1982年から1990年まではわずか6古跡であったが、1990年から95年には9古跡、そして1996年から2000年には107古跡となり清朝期以前に建造されたものの数を凌ぐようになる。そして2001年以降では260古跡までにも及んでいる。この変化をどのように解釈することができるだろうか。

台湾歴史学者の何義麟は、台湾における高校の歴史教科書の用語をめぐって、日本植民地期を表現する際の中国語の用語に注目している。それは「日抛(日本占拠)」と「日治(日本統治)」の区別であり、表面的には台湾住民の間で日本植民地に対する歴史認識の相違であるが、実際には中華民国史と台湾史との対立であるとし、次のように述べている。

中華民国史の記述は台湾を中国の固有領土と位置づけ、異民族統治期の台湾の歴史や文化を軽視するものである。1990年代の民主化以降、台湾の歴史学会には台湾を中心に据えて歴史を見る「台湾島史」という視点が確立された。台湾島史とは台湾住民の生活史を中心に据え、外来政権の統治をできるだけ客観的に記述するという歴史観である。これに対して、中華民国史観は台湾を中心に据えて台湾の歴史を見ることを拒み、台湾歴史の特殊性をも認めない。そのために、日本植民地統治を不法占拠と位置付けている。(何 2013 : 2)

中華民国史の観点に立つと、日本植民地期は不法に占拠された時代(日抛)となり、「『日本』は否定されるべき過去でしかない」(上水流 2007 : 103)く、そこに一切の文化的価値を認めることができない。文化遺産に関して述べると、戦後の国民党政府は日本式建造物の排除と中華文化に由来する建造物の発掘や保存を通して脱日本化と中国化を図り、中華民国史の観点に立った保存作業が進められてきた。民主化以前の1982年に成立した文化資産保存法は依然としてその影響を受けており、成立当初に文化遺産としての価値を有すると考えられていたのは、「中華文化の発揚」につながる明・清朝期の建造物であり、日本植民地期建造物はその対象とはならなかった。

一方、1990年代以降の民主化とそれに伴う台湾化は、中華民国史から台湾島史への歴史認識の大きな転換でもあった。台湾島史の立場に立つと、先住

民各族の文化に始まり<sup>8)</sup>、明・清朝期に多くの移民が中国大陸からやってきたことに由来するさまざまな中華文化、そして日本植民地期や戦後も含めた多元的な文化が認められることになる。日本植民地期建造物も中国本土とは異なる台湾独自の多元的文化を構成する重要な要素として見なされ(上水流 2007 : 103)、民主化と台湾化が急速に進む1990年代後半以降に、続々と文化遺産として認定されていったのである。2005年の改定によって、文化資産保存法の第一条に掲げられる目的が「中華文化の発揚」から「多元文化の発揚」へと改定されたのはこのような流れを受けてのことである。

### 3.3 新たなカテゴリーとしての「文化景観」

文化資産保存法の2005年の改定では、第1章に掲げられる目的が「中華文化の発揚」から「多元文化の発揚」へと改定されたことのほかに、文化遺産の分類についても修正が加えられた。これにより、第一版では「古物」、「古跡」、「民族芸術」、「民俗及び関連文物」、「自然文化景観」、「歴史建築」の6分類であったのが、第二版では「古物」、「古跡」、「伝統芸術」、「民俗及び関連文物」、「文化景観」、「自然地景」、「歴史建築」、「集落」、「遺跡」の9分類に増加されている<sup>9)</sup>。本稿にとってまず興味深いのは、「民族芸術」が「伝統芸術」へと修正されたことである。前項で述べたように台湾化の進展によって中華民族のみならず、先住民の伝統芸術など台湾の伝統に関する芸術が文化遺産として指定されることを表す。

次に興味深いのは、自然環境の保全に重点を置いた「自然文化景観」のカテゴリーが細分化されることによって、「神話・伝説・事跡・歴史事件・共同体生活・儀式行為に定められた空間や関連する環境を指す」(文化資産保存法第二版第三条)を保存するための「文化景観」というカテゴリーが誕生し

8) 先住民各族の文化遺産としては、2005年の改定で新たに設けられた無形文化遺産の項目に多くが登録されている。

9) 第一版の「古跡」には、下位カテゴリーとして「古建築物」、「伝統集落」、「古市街」、「考古遺跡」、「その他の歴史文化遺跡」が含まれており、第二版の分類で増加した「集落」や「遺跡」はこれらの一部が独立したことによる(林 2011 : 130)。

たことである。文化景観をより細かく定義すると、「神話及び伝説の場所・歴史文化の道程・宗教的景観・歴史的名園・歴史的事件の場所・農林漁牧的景観・工業景観・交通景観・水利施設・軍事施設・その他人類と自然の相互作用によって形成された景観」(文化資産保存法第二版施行細則第四条)を指す。現在のところ、神話及び伝説の場所として南投県における先住民「タイヤル族起源地」、歴史的事件の場所として台北市における「戒嚴令期における政治受難者墓苑」、交通景観として日本植民地期に主に森林資源の輸送のために開通した「阿里山林業及び鉄道文化景観」など、96カ所が文化景観として指定されている。

文化景観に指定される景観は、「タイヤル族起源地」などの先住民に関連するものを除くと、工業・交通・水利・軍事など近代化と深く関連する。したがって、その多くが日本植民地期及び戦後に形成された景観である。また、指定されるのが景観であるために、地域社会との関わりが重要な要素となり、中華民族ではなく「台湾住民の生活史を中心に据え」(何 2013:2)る、台湾本土を基軸とした歴史認識に基づく文化遺産登録とも親和性が高い。さらには、地域社会との密なる関わりがあるため、今日においてもメモリアルサイトや観光地としても利用されており、文化遺産の保存だけでなく、文化資産保存法第二版以降の目的として掲げられている、「文化資産の保存及び活用」という観点からも重要なカテゴリーとなっている。

本稿で取りあげる嘉南大圳と烏山頭ダムも、「烏山頭ダム及び嘉南大圳水利システム」の題目で水利施設として2009年に文化景観に指定された。文化遺産を管理する台湾政府文化資産局によると、選定の基準となったのは、「1. 人類と自然が交流する文化的意義を有すること」「2. 記念性や特殊性を有する歴史・文化・芸術・科学的価値を有すること」「3. 時代及び社会的意義を有すること」「4. 希少性を有すること」の4点である。また文化景観としての烏山頭ダムの特徴として、貯水池や出水口などダムそのものに関わる施設のほかに、八田與一の墓や建設工事の過程で亡くなった人びとを慰霊する殉工碑などの存在が挙げられている<sup>10)</sup>。

10) 文化部文化資産局：国家文化資産網「烏山頭水庫暨嘉南大圳水利系統」(<https://nchdb.boch.gov.tw/assets/overview/culturalLandscape/20091005000001>)、2019年6月28日最終確認。

では烏山頭ダムは、戦後台湾における脱日本化や中国化にどのように向かい合いながら、文化遺産として認定されることになったのだろうか。次節では、帝国日本の開発に大きな役割を果たした烏山頭ダムが、戦後の台湾社会の中でどのように位置付けられてきたのかについて、本節で整理した戦後台湾の文化遺産政策、すなわち中国大陸に視点を置く中華文化重視の政策から台湾の地域社会に軸を置く多元文化化へと向かう文脈を補助線に、文化景観へと登録に至る過程を紐解く。

## 4. ポストコロニアル景観としての烏山頭ダム

### 4.1 文化景観としての烏山頭ダム

図1は、現在の烏山頭ダム全体図である。烏山頭ダムは、図左下の入り口(図のA地点)から入ると、図上部のダム(図のB地点)の下方に殉工碑(図のC地点)が建てられている。そして、ダムに向かって右手側には天壇(図のD地点)や中正公園及び蒋介石像(図のE地点)が広がり、反対の左手側には八田與一の墓と銅像(図のF地点)や八田與一メモリアルパークが広がる(図のG地点)。



<図1> 烏山頭ダム全体図

出典：嘉南農田水利会HPをもとに筆者が加工

台湾政府文化資産局による文化景観としての烏山頭ダムに関する特徴について、水利施設としてのダムに関する説明を除くと、八田與一の墓地に関する記述が最も多い。そこでは以下のように記されている。

烏山頭ダムの堤防北側の小さな丘に位置する日本式の墓であり、周囲は樹木に囲まれている。丘の前方には八田與一が座る銅像があり、後方には八田與一と妻外代樹の墓がある。設計者として嘉南大圳及び烏山頭ダムの建設に貢献した八田與一に感謝するために、嘉南農田水利会は彼の命日である毎年5月8日に、八田與一とその妻外代樹の墓がある烏山頭ダムにおいて追悼会を開催している。八田夫妻が生前よく参拝に訪れた赤山龍湖巖〔付近にある台湾仏教寺院〕の尼僧が読経し、多くの現地農民が参加している。八田與一の息子である八田晃夫〔2006年の祭典に参加後、日本に帰国して逝去〕も長年にわたり出席しており、当地における重要な祭祀活動となっている<sup>11)</sup>。

上記の説明では、八田與一個人に関する言及としてはダムの建設に貢献した人物であることのみしか触れられていない。その代わりに、彼を追悼する祭典が地元の嘉南農田水利会によって長年開催されていること。そして、地元から多数の農民が参加し、日本からも八田與一の家族が継続的に出席していることが述べられている<sup>12)</sup>。文化遺産としての登録には、その保存だけでなく、現在どのように活用されているのかが重要な意味を持っているのである。

文化景観としての烏山頭ダムの特徴としては、他にも殉工碑が挙げられ説明がなされている。これはダム建設の過程で、主に取水口トンネルの落盤事故や病気で亡くなった従業員及びその家族134名のために建てられた慰霊碑であり、その建設過程がいかに困難に満ちたものであったのかを現在に伝えている。碑の正面には八田與一が書いた慰霊文があり、その他の三面には台湾人と日本人を区別することなしに、亡くなった順に134名すべての名前が刻まれている。

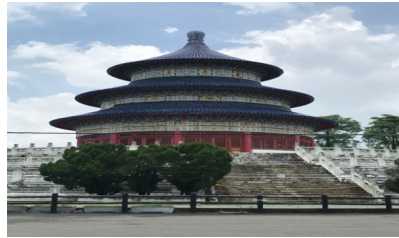
11) 文化部文化資産局、「国家文化資産網：烏山頭水庫暨嘉南大圳水利系統」(<https://nchdb.ch.gov.tw/assets/overview/culturalLandscape/20091005000001>)、2019年6月28日最終確認。

12) 長男である八田晃夫の死後も、その他の家族が継続して追悼会に出席している。

一方、戦後に建てられた施設である中正公園や天壇については、景観を構成するひとつでありながら、詳細についてはまったく説明されていない。中正公園や蒋介石銅像は、国民党による台湾統治の証しとして、戦後に台湾各地で建設された。また天壇とは、元来は中国北京にある宗教施設であるが、烏山頭ダムに隣接する地で活動を行っていた民間の宗教団体によって、ダムの敷地を借用するかたちで1977年に建てられたものである。



<図2> 八田與一銅像(筆者撮影)



<図3> 天壇(筆者撮影)

ではこれらの施設は、烏山頭ダムの中で、どのように位置付けられてきたのか。次項では、烏山頭ダムの戦後を振り返ってみたい。

#### 4.2 烏山頭ダムの戦後：脱日本化と中国化

第二次世界戦後、それまで烏山頭ダム及び嘉南大圳を運営してきた嘉南大圳水利組合は、中華民国に接収される。そして国民党政府による脱日本化の要求により、日本風の名称である水利組合を廃し、1946年に嘉南大圳農田水利協会に、1955年には現在の嘉南農田水利会に改められる(陳 2009 : 318-321)。中正公園や蒋介石像の建設についても、帝国日本によって建設された施設である烏山頭ダムの脱日本化を進め、それを中国化する作業の一環であったと考えられる。しかし水利会の会員については、戦後初期の食糧不足問題への対応などのために、接収にあたって技術人員をそのまま雇用することが原則とされたため、嘉南大圳水利組合の組合員であった台湾人の大半が、引き続き戦後の嘉南農田水利会の会員となった(陳 2007 :

135-136)。第二節で述べた、日本植民地時代にも主体的な関わりを持っていた人々が、烏山頭ダムへの担い手となっていくのであった。

戦後初期における水利施設は、台湾経済の発展を担うけん引役のひとつであったものの、1960年代から台湾経済が商工業中心に変化していくと、水利会の事業も農業振興だけでなく、その他の営利活動を通じた多角的な経営を行う水資源会社へと変質していく(陳 2007)。観光開発もそのひとつであった。水利会は、1969年にダムを中心とした優良な自然環境を利用することによって「烏山頭風景区」を成立させると、観光事業に着手する。烏山頭風景区は1979年、台湾中央政府により国家級の風景特区に指定された(台湾省嘉南農田水利會編 1992: 662-663)。

こうした自然環境を中心とした観光開発に、新たに付け加えられたのが天壇であった。国立成功大學都市計畫系暨研究所の研究によると、天壇は烏山頭ダムの敷地内に、嘉南農田水利会が土地を貸与するかたちで、宗教団体である天宮董事会が資金を集めて建設したものである。天宮董事会は、観光地としての烏山頭ダムの発展を模索する嘉南農田水利会に対して、中国北京の著名な祭壇を模倣した天壇の建設を提案する。中国大陸の親族を自由に訪問できなかった当時の台湾において、北京の祭壇を模倣するこの施設は多くの観光客を集めることになるだろうというのが、天宮董事会の一致した考えであった。1973年に天壇建設の申請がなされると、当時の台南市政府や台湾省政府の意向や中央政府の後押しもあり、1977年に完成する<sup>13)</sup>(国立成功大學都市計畫系暨研究所 2000)。後に文化資産保存法第一版に掲げられるような、「中華文化の発揚」のための施設としての天壇が烏山頭ダムの敷地内に建てられたのである。

戦後の烏山頭ダムにおいて、脱日本化や中国化を象徴するような中正公園や天壇が整備される一方で、日本植民地期を象徴する八田與一に関する施設は、観光開発が進められるこの時期の烏山頭風景区のかなかではそれほど重要な位置を占めていなかった。では、それがどのように登場し、今日のような文化景観を構成することになったのであろうか。

13) 天壇は後に、権利関係の問題のもつれから、水利会が補償金を支払うかたちで、その建物の権利を回収している(国立成功大學都市計畫系暨研究所 2000)。

### 4.3 八田與一像の再設置と追悼会

現在の烏山頭ダムにおいて、文化景観指定の大きな理由となっている八田與一と妻外代樹の墓は、1947年に水利会によって建てられたものである。また墓前に設置されている銅像は、1930年のダム完成直後にその功績を称えるために作られ、戦前からダム湖畔に置かれていた。しかしその銅像は、戦時期の混乱の中で一時的に行方不明となった後、戦後は水利会で回収され、長年事務所内など屋内で保管される状態が続いていた。

清水によると、現在の八田の命日に行われている追悼会は、そもそもは八田の法要として、1947年に八田夫妻の墓が烏山頭ダム内に建てられた後から始まる。追悼会は当初、地元や水利会内部で細々と行われており、日本だけでなく台湾でも大きく知られることはなかった。水利会は1975年に一度、八田與一の銅像を屋外に設置する許可を政府に求めたが、この申請は却下されている(清水 2016 : 257)。

文化遺産保存の流れと照らし合わせてみると、却下された1975年の台湾は、日本との断交後に下された「清除臺灣日據時代表現日本帝國主義優越感之殖民統治紀念遺跡要點(台湾における日本占領時代の日本帝國主義の優越感を示す植民統治紀年遺跡に対する排除の要点)」の下、日本植民地期に関する記念碑などが徹底的に排除された時期に重なる。したがって、帝国日本につながる八田與一像の設置が却下されるのは当然の流れであろう。そして烏山頭ダムのこの時期は、天壇の設置が検討され、まさに建物が完成する時期でもある。帝国日本につながる八田與一像ではなく、中華文化につながる天壇が烏山頭ダムに建設されることになったのである。

銅像設置については、一度目の申請が却下された後、水利会は1978年に再度申請を行う。この時の政府による回答は、正式文書に判は押しづらいが設置は黙認するというものであり、これを受けて1981年によりやく銅像再設置の除幕式が行われた(清水 2016 : 257)。記念式典には、日本人学校の教師であった古川勝三も参加しており、彼は後に八田與一をテーマとした著作『台湾を愛した日本人』を台湾にて発表し、2001年には日本でも出版する(清水 2017 : 5-6)。こうした動きを通して、1980年代までには日本だけで

なく台湾においても広く知られることはなかった八田與一が、徐々に認知されていくのであった。

先行研究で明らかにされているように(何 2001)(胎中 2007)(Amac 2015)(清水 2016)、1990年代から2000年代にかけて、古川の著作などを通して八田與一が台湾及び日本で認知されていくと、八田與一に強い関心を持ち、彼の顕彰に深く関わってくるグループが現れる。たとえば、台湾における日本語世代と呼ばれ、戦後の国民党政権に対する嫌悪の反動から日本植民地期を懐古する人々や、歴史修正主義団体を含めた日本の保守勢力からは、帝国日本の植民地主義を肯定するための事例として八田が顕彰される。また、八田の故郷である金沢からは、地元の英雄としての八田が顕彰され、それを通して烏山頭ダムが位置する台南とのローカルなつながりが築かれていく。

第3節で論じたように、この時期は社会が台湾化に向けて進み、中華文化を基軸とする中華民国史から、多元文化を重視する台湾島史へと歴史認識が大きく転換する時期であった。この歴史認識に基づくと、日本植民地期も台湾を構成するひとつの歴史となり、八田與一によって設計された烏山頭ダムもその歴史を構成する重要な要素となるのであった。2000年以降の烏山頭ダムでは、八田の墓地や銅像を含めた植民地期に関わるものが多く復元され、それらが展示されるようになる。その最たる例が、2011年に大規模な国家予算を投じて整備された八田與一メモリアルパークであり、八田のものを含めたかつての工員宿舎が復元された。また、これまでダムの片隅に存在はしていたが、大きな関心を払われてこなかった殉工碑のような負の記憶を伝える装置も、文化遺産としての文化景観を構成する重要な要素として見なされるようになっていく。

八田の命日である5月8日に毎年開催される追悼会は、現在の烏山頭ダムにおける最大のイベントであり、文化遺産としての文化景観に指定される大きな理由でもあった。1981年に銅像が再設置された以降は、徐々に台湾及び日本で八田が広く認知され、さまざまな立場の人々が彼を顕彰するために追悼会に参加する。2000年以降は特に顕著であり、台日の政治家も含めた多くの参加者で賑わっている。しかしこの追悼会は、当初は水利会内

部のみで、小規模に執り行われてきた八田與一の法要に由来するものである。では戦後の水利会の人々は、どのように八田與一や帝国日本の遺構としての烏山頭ダムに向き合ってきたのか。次節では、帝国日本の遺構としての文化遺産を捉える議論を参考に、ダムの担い手としての水利会による主体的な活用について考察する。

## 5. 水利会にとっての烏山頭ダム：帝国日本の遺構から自らの歴史へ

台湾において「日本」が持つ意味は、一様ではない。それは台湾社会の要望に応じて指定され、選択され、変わる。決して本質的な「日本」が存在し、台湾を規定しているのではない。(上水流 2016 : 283)

上記のように述べる上水流は、台湾の日本植民地期建造物の在り方を理解するために、「外部化」、「内外化」、「内部化」、「溶解化」の四概念を提示する。外部化とは、植民地期建造物が破壊や放置の対象となること。内外化とは、植民地期建造物を自己の歴史を構成する一部であると認識しつつも、その負の側面を前面に出すアンビバレントな立場。内部化とは、それを自己の歴史を構成する一部であると認識し、さらにそれによって他者との差異化を図り自己表象の道具にする態度。溶解化とは、植民地期の歴史には留意せず、それを文化的に消費する立場である。上水流は今日の趨勢として、日本植民地期建造物の内部化や溶解化が進んでいると分析している(上水流 2016)。第3節で整理したように、脱日本化や中国化が進む戦後の台湾では、日本に出自を持つ建造物は否定の対象でしかなかった(外部化)。ところが1990年代以降に民主化と台湾化が進むと、日本植民地期建造物が中国本土とは異なる台湾独自の文化を構成する重要な要素として見なされるようになっていくのであった(内部化)。

この見解を通して文化景観としての烏山頭ダムを考察してみると、当初の烏山頭ダムは自然環境を中心とした風景がその特徴であり、そこではこれが帝国日本の開発によって建てられたものであることは意味を持ってい

ない。むしろそこに付け加えられた施設は、中正公園や天壇など中華文化につながるものであった。銅像の設置が長く認められない例が示すように、日本植民地期の要素は外部化されたものであった。

ところが、台湾化によって状況が大きく変化する。八田與一の銅像の再設置が「黙認」されたことに始まり、主に八田與一の物語が認知されていくと、烏山頭ダムの景観は八田の顕彰が中心となる。植民地建造物は台湾の歴史を構成する一部として認識され、それが観光資源となり、また八田の故郷である金沢との国際交流にも発展する。中華民国史とも異なり、また台湾の他の景観とも差異化されるかたちで日本植民地期が活用され、内部化されるのである。ただし、そこでは殉工碑のような負の記憶を伝える施設も同時に文化景観の一部となっている。外部化の過程で誕生した中正公園や天壇のような施設が残り<sup>14)</sup>、さらに内部化と内外化が同時に進行しているのが、今日の烏山頭ダムの状況である。

では、なぜ烏山頭ダムでは内部化と内外化が同時に進行するのだろうか。八田を顕彰する物語や施設に対する外在的な理解ではなく、烏山頭ダムを主体的に運営する担い手である水利会の立場から最後に考察を加えてみよう。

八田與一の銅像が再設置される以前の烏山頭ダムでは、中正公園や天壇が建てられ、植民地期建造物が外部化された。しかし、当時においても水利会内部では銅像を事務所内で保管し、八田の命日には内部のみで規模は小さいものの墓前で法要を執り行っていた。また殉工碑についても、ダムの礎を築くために犠牲になった人たちであるとの理由から、毎年必ず慰霊を行っている。そしてなにより、水利会にとっての烏山頭ダムは、農業を中心とする彼／彼女らの日常生活に非常に密接に関わっており、決して外部化できないものである。したがって、民主化及び台湾化が進行する以前の台湾においても、植民地期建造物としての烏山頭ダムは、景観としては外部化されたものの、担い手である水利会自身にとってみると、自己の歴史を構成する一部であって、内部化あるいは内外化の対象であったのである。

---

14) 中正公園や天壇は、施設としては現在も残っているが、文化景観としての説明の中では言及されることはなく、むしろ現在においてはそれらが烏山頭ダムの中で外部化されている。

上水流は内部化の事例として、台北市新北投にある日本植民地期の温泉施設である温泉博物館を事例として挙げている。この施設は1990年代までは担い手を失い放置されていたのが、文化遺産指定を受けることによって整備が進められ、現在では観光名所となり、当地区の歴史の一部を表す施設として積極的に活用されている(上水流 2016:269-270)。しかし烏山頭ダムの場合は、日本人が去った後も、植民地期からの担い手が引き続きその運営に深く関わってきている。第二節で言及したように、帝国日本の開発によって収奪や水の支配のための施設として誕生した烏山頭ダムであったが、そこには台湾人農民の主体的な参加も見られた。そして戦後は、そうした人々が引き続き烏山頭ダムの担い手となっていったのである。

上水流が挙げる温泉博物館のように、1990年代以降は数多くの日本植民地建造物が文化遺産指定を受け、保存や顕彰の対象となっていく。烏山頭ダムでは八田與一の物語が「台湾を愛した日本人」として神話化され大きく顕彰されていったように、そこでは中華文化に対する差異化として日本植民地建造物を肯定的に捉える内部化が生じる。烏山頭ダムに表れる八田與一の物語を表象に対する外在的な理解を目指した先行研究が捉えたのは、ここで内部化された日本植民地期建造物の姿であった。

しかしながら、本稿では水利会を通じた内在的な理解を目指しており、その立場に立つと、彼/彼女らは八田與一が周知され大きく顕彰される以前から、法要などの儀式を通じてその内部化を行っている。それは水利会自身の歴史を構成する上での設立者である八田の姿であった。そして、そこには同じく水利会自身の歴史を構成するための、建設の過程で犠牲になった人々の存在を切り離すことができない。八田與一だけでなく、殉工碑も同じく慰霊の対象となっているのはそのためであり、それゆえ内部化と内外化が同時に進行するのであった。

## 6. むすび

本稿は、帝国日本の開発によって誕生した烏山頭ダムを事例に、それが

今日の台湾社会の中で文化遺産としてどのように受容され、また利用されているのかについて、主に戦後台湾における文化遺産認定に関する議論を手掛かりに検討してきた。

戦後台湾における文化遺産認定を振り返ると、国民党による脱日本化及び中国化の影響下にあった当初、文化遺産として認定されるのは中華文化につながる建造物であった。しかし、民主化及び台湾化の進展に伴い、日本植民地期建造物に対する評価が改められると、それらも台湾の歴史を構成する重要な要素であるとして続々と認定の対象となっていく。烏山頭ダムに目を移すと、脱日本化及び中国化の時期に中正公園や天壇が造られる一方、民主化及び台湾化の時期には八田與一の物語が顕彰され、植民地につながるさまざまなモニュメントが完成する。そして、それらが混在する現在の烏山頭ダムは、ポストコロニアルな景観を呈しているのであった。

顕彰化される八田與一に関する物語の表象を対象とし、植民地期を肯定的に捉える言説を批判する先行研究に対して、烏山頭ダムの担い手である水利会の立場から考察を行った本研究では、脱日本化が進む時期においても、水利会によって八田の法要や殉工碑の慰霊がその内部で行われていることを示した。そしてそれを自己の歴史として認識することによって、台湾化以降に八田與一の物語が顕彰される一方で、殉工碑を通した負の歴史を認識することが可能となったのである。

以上の結論は、清水が提示する『帝国と植民地の二項対立の罍』、すなわち帝国日本の開発の功罪のみを議論し、国家権力と社会という対立構図を植民地にそのまま当てはめてしまうことへの疑問に対する、文化遺産を通したポスト帝国の社会現象を対象とする筆者からの回答である。『二項対立の罍』では過小評価されてしまう台湾人の営為として、戦後の水利会に焦点を当て、文化景観というカテゴリーで文化遺産化される戦後の烏山頭ダムについて論じることを試みた。

最後に本稿では考察できなかった課題を二点示す。ひとつは、帝国の開発に関する負の遺産について、本稿では殉工碑のみを事例として挙げるに留まった。帝国日本によるさまざまな収奪について、今日の文化景観としての烏山頭ダムには表れない負の遺産がどのように記憶されているのかに

ついて、本稿では明らかにすることができなかった。

もうひとつは、近年の八田與一の顕彰が水利会内部の営為を大きく超えて進んでいる問題である。特に国家が予算を投じ八田與一メモリアルパークが完成した2011年以降は、台日の政治家が八田與一追悼会に出席し大きな盛り上がりを見せる一方、相対的に殉工碑という負の遺産への扱いが小さくなっているように思われる。かつて八田與一の薫陶を直接受け、戦後は水利会で働きながら、八田與一像再設置にも中心的な役割を果たした人物を父に持ち、自らもメモリアルパークとして復元される以前の工具宿舎で長く暮らしたA氏は、以下のように苦言を呈する。

5月8日の追悼会は八田與一の墓前で執り行われており、年々その規模が大きくなっているが、追悼会でも殉工碑への祈りを捧げるべきだ。殉工碑には台湾人も日本人も眠っている。八田與一だけを追悼するのではなくて、烏山頭ダム建設で犠牲となった彼らを追悼してこそ、真の台日友好になるのではないか。<sup>15)</sup>

A氏の言葉を胸に留め、追悼会というより公式的な場において、殉工碑だけでなく収奪も含めた帝国日本のさまざまな負の遺産が、いかにして提示され得るのかについて検討することを今後の課題としたい。

### <参考文献>

- 陳鴻圖(2007)『「農業振興」と「営利主義」の狭間—終戦後台湾における嘉南農田水利会の発展—』『社会システム研究』15号
- \_\_\_\_\_(2009)『臺灣水利史』五南圖書出版
- 丁秀珍(2013)『韓国における文化財保護法の展開』岩本通弥編『世界遺産時代の民族学：グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』風響社
- 何義麟(2000)『「日台親和」の虚像と実像—植民地支配の経験は国際交流のモデルか?』『インパクション』120号
- \_\_\_\_\_(2014)『台湾現代史 —二・二八事件をめぐる歴史の再記憶』平凡社
- 上水流久彦(2007)『台湾の古蹟指定にみる歴史認識に関する一考察』『アジア社会文化研究』8号

15) 筆者によるインタビューより(2019年5月16日)。

- \_\_\_\_\_ (2011) 『台北市古蹟指定にみる日本、中華、中国のせめぎ合い』植野弘子・三尾裕子編『台湾における〈植民地〉経験：日本認識の生成・変容・断絶』風響社
- \_\_\_\_\_ (2016) 『台湾の植民地経験の多相化に関する脱植民主義的研究 —台湾の植民地建築物を事例に』三尾裕子他編『帝国日本の記憶：台湾・旧南洋群島における外来政権の重層化と脱植民地化』慶應義塾大学出版会
- 國立成功大學都市計畫系暨研究所(2000) 『烏山頭風景區天壇再發展計畫』
- 強制動員真相究明ネットワーク編(2017) 『「明治日本の産業革命遺産」と強制労働』民族問題研究所
- 林会承(2011) 『臺灣文化資産保存史綱』遠流
- 宮畑加奈子(2015) 『台湾文化資産保存法における歴史的、文化的価値を有する「建築物」概念の変容について—植民統治期の遺物から土地の記憶へ—』『広島経済大学研究論集』37巻第4号
- \_\_\_\_\_ (2017) 『台湾文化資産保存法改正(2016)の概要について』、『広島経済大学研究論集』40巻第3号
- 村島健司(2016) 『戦後台湾における日本統治期官営移民村の文化遺産化—戦前・戦後の記憶の表象をめぐる』好井裕明・関礼子編『戦争社会学：理論・大衆社会・表象文化』明石書店
- 清水美里(2009) 『八田與一物語の形成とその政治性—日台交流の現場からの視点』『日本オーラルヒストリー研究』第5号
- \_\_\_\_\_ (2015) 『帝国日本の「開発」と植民地台湾：台湾の嘉南大川と日月潭発電所』有志舎
- \_\_\_\_\_ (2016) 『八田與一を介した台南と金沢の交流』陳來幸他編『交錯する台湾認識—見え隠れする「国家」と「人びと」』勉誠出版
- \_\_\_\_\_ (2017) 『日本と台湾における「八田與一」教材化の方向性』『史海』第64号
- \_\_\_\_\_ (2019) 『映像作品における八田與一表象—日本・台湾交流事業の視点から—』『翰林日本学』34
- 胎中千鶴(2007) 『植民地台湾を語るということ—八田與一の「物語」を読み解く』風響社
- 台灣省嘉南農田水利會(1992) 『嘉南農田水利會七十年史』嘉南農田水利會
- 若林正文(2008) 『台湾の政治：中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会
- Amac, Yoshihisa(2015) *A Japanese engineer who became a Taiwanese deity: Postcolonial representations of Hatta Yoichi* East Asian Journal of Popular Culture 1 : pp.33-51

접 수 일: 2019년 6월 30일

심사완료: 2019년 7월 28일

게재결정: 2019년 7월 30일

## &lt;Abstract&gt;

**Development of Imperial Japan and Dams as Cultural Heritages**

—The Transformation of Cultural Heritage and the Practice of a Local Society in Taiwan—

The purpose of this study is to examine how dams, which were built for the development of imperial Japan, are now accepted as cultural heritage in postwar Taiwan. This study explores the Wushantou Reservoir in southern Taiwan as an example and basis of cultural heritage studies in Taiwan.

In the process of De-Japanization in the postwar Taiwan, colonial buildings used to be considered as negative legacies of Japanese imperialism in the past, which brought about shame and embarrassment for the Taiwanese. However, since the 1990s in the midst of Taiwanization progress, the Taiwanese society began to re-think about colonial buildings as important historical heritages, which need to be preserved.

The transformation of the Wushantou reservoir provides as an important aspect of postcolonial landscape in Taiwan. The Wushantou reservoir did not survived with iconoclastic fervor in the process of De-Japanization. However, it has become a symbol of promoting Chinese culture by displaying the statues of Chiang Kai-shek and the Temple of Heaven. In particular, the Chia-nan irrigation association's campaign to reestablish the statue of Yoichi Hatta (founder of the Wushantou Reservoir) was marked as a turning point. In the progress of Taiwanization, Hatta was represented by various groups and, as a result, related colonial buildings were reconstructed.

In contrast to previous studies, this study argues that the preservation of the Wushantou reservoir is resulted from a manipulation of Japanese colonial period. In the process, the irrigation association played an important role. The association intended to use the colonial buildings for overriding the De-Japanization and glorifying the Japanese colonial period.